

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○都市計画事業の認可……………

……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………

○都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………(同)……………

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施に係る職種の変更……………

……………(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………

○都市計画事業の事業計画の変更……………

……………(建設局公園緑地部計画課)……………

雑報

○当せん金付証券の発売委託……………

……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………

告示

●東京都告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき国立都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月五日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 国立市

二 都市計画事業の種類及び名称 国立都市計画公園事業第三・三・六号城山公園

三 事業施行期間 令和三年二月五日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 国立市泉五丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第四百四十二号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月五日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第五・五・三十六号左近川・長島川公園

三 事業施行期間 平成二十六年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第二百六十一号立川都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年二月五日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 立川市

二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画緑地事業第一号川越道緑地

三 事業施行期間 平成二十四年二月二十七日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 平成二十四年東京都告示第二百六十一号、平成二十九年東京都告示第二百三十一号及び令和二年東京都告示第三百十二号の事業地に、立川市幸町四丁目を加え、幸町五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

●東京都告示第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第二百七号調布都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定によ

り、次のように告示する。

令和三年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の 調布都市計画公園事業第八・二・三 種類及び名称 号白井塚公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年二月十五日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 渋谷地下街
- 二 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二番一号
- 三 設置者名 渋谷地下街株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 渋谷区長
- イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年一月十五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和三年二月五日から同年三月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施に係る職種の変更について

令和二年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施に係る職種の変更（令和二年七月三十一日公告）で公告した随時二級について、次のとおり変更する。

令和三年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更後の随時二級
 - 工場板金、ダイカスト（ホットチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立てに係るものに限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工（石張りに係るものに限る。）、建築大工、左官、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、
- 二 変更箇所
 - 技能検定随時二級の随時実施に係る職種について、左

官を追加するものである。

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年二月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の種類及び名称 別表のとおり
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務

平成二十八年関東地方整備局告示第百五十八号	東京都市計画公園事業第五・七・二十四号代々木公園	渋谷区神南一丁目	令和三年一月五日	関東地方整備局告示第百五十八号	東京都市計画公園事業第五・七・二十四号代々木公園	渋谷区善福寺二丁目及び三丁目地内	令和三年一月五日	関東地方整備局告示第百五十八号	東京都市計画公園事業第五・七・二十四号代々木公園	杉並区成田東一丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内	令和三年一月五日	関東地方整備局告示第百五十八号	東京都市計画公園事業第五・七・二十四号代々木公園
-----------------------	--------------------------	----------	----------	-----------------	--------------------------	------------------	----------	-----------------	--------------------------	---	----------	-----------------	--------------------------

雑報

昭和三十二年建設省告示第千八百七十八号秋多都市計画公園事業第六・五・一
号秋留台公園
昭和三十二年建設省告示第千八百七十八号秋多都市計画公園事業第六・五・一
号秋留台公園
昭和三十二年建設省告示第千八百七十八号秋多都市計画公園事業第六・五・一
号秋留台公園
昭和三十二年建設省告示第千八百七十八号秋多都市計画公園事業第六・五・一
号秋留台公園

- 一 名称
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 二 発売総額及び枚数
一 名称
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 三 証券金額
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 四 発売期間
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 五 当せん金の額
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 八 その他発売経費
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 九 受託申請期限
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 十 その他
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 一 名称
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 二 発売総額及び枚数
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 三 証券金額
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 四 発売期間
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 五 当せん金の額
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 六 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 八 その他発売経費
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 九 受託申請期限
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日
- 十 その他
当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日

当せん金付証券の発売委託について
第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
令和三年二月五日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

第八百八十四回全国自治宝くじ
三百六十億円 一億二千万枚

(三十億円を一単位(一ユニット)として十二
単位(十二ユニット)。ただし、発売状況によ
り、原則発売総額の百二十五パーセントを上
限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円
令和三年五月七日から同年六月四日まで
発売額三十億円に対して十四億九千九百九十
万

円
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
発売額三十億円に対して二億九百九万六百四十
円

円
発売額三十億円に対して一億六千九百四十八万
四千四百円
令和三年二月十九日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

第八百八十五回全国自治宝くじ
百八十億円 六千万枚

(三十億円を一単位(一ユニット)として六単
位(六ユニット)。ただし、発売状況により、
原則発売総額の百二十五パーセントを上
限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円
令和三年五月七日から同年六月四日まで
発売額三十億円に対して十五億円

円
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
発売額三十億円に対して一億九千四百五十九万

円

円

円

円

円

円

円

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

六千五十円
 発売額三十億円に対して一億八千三百六十二万
 四千七百円
 令和三年二月十九日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

